税務訴訟資料 第263号-122 (順号12246)

横浜地方裁判所 平成●●年(○○)第●●号 平成20年分所得税の更正請求事件 国側当事者・国(相模原税務署長) 平成25年7月3日棄却・控訴

判

 原告
 甲

 被告
 国

同代表者法務大臣 谷垣 禎一

処分行政庁 相模原税務署長

芹口 慶秀

 同
 髙橋 直樹

 同
 片野 美千子

同 石川 毅

同 箕輪 英美

同 東方 翔

同 目黒 文夫

 同
 植村 冬樹

 同
 増永 寛仁

文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主

処分行政庁が平成22年10月29日付けで原告に対してした平成20年分所得税の更正のうち総所得金額82万2820円を超える部分及び還付金の額に相当する税額9万1964円を下回る部分を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、居住者である原告が、平成20年分の所得税につき給与所得のみがあるとして確定申告をした後、同年中に行ったFX取引(外国為替証拠金取引)に係る所得は事業所得に該当し、その金額の計算上生じた損失の金額があるので給与所得の金額から控除することができる(損益通算の対象となる)などとして更正の請求をしたところ、処分行政庁から、その請求の一部には理由があるが損益通算に関する部分には理由がないとする更正(以下「本件処分」という。)を受けたため、損益通算を認めないのは違法であるとしてその一部の取消しを求める事案である。

1 前提事実((4)のうち、裁決書謄本送達の事実は弁論の全趣旨により認められ、本件訴え提起 の事実は当裁判所に顕著であり、それ以外は当事者間に争いがない。)

(1) 確定申告

原告は、平成21年3月10日、平成20年分の所得税の申告書(以下「本件確定申告書」 という。)を処分行政庁に提出した。そこには次の記載があった。

総所得金額

225万0400円

(うち給与所得の金額225万0400円)

所得控除の額の合計額

72万0567円

(うち社会保険料控除の額34万0567円、基礎控除の額38万円)

課税総所得金額

152万9000円

課税総所得金額に対する税額 7万6450円

源泉徴収税額

9万6351円

還付金の額に相当する税額 1万9901円

(2) 更正の請求

原告は、平成22年3月10日、平成20年分の所得税につき、①事業所得の金額の計算上 生じた損失の金額があるので損益通算をすべきこと、②国民年金保険料の計上漏れがあること を理由に、処分行政庁に対し更正の請求(以下「本件更正請求」という。)をした。

本件更正請求において原告は次のとおりの金額を主張した(△はマイナスを示す。以下同 U.).

総所得金額

△319万7724円

(うち事業所得の金額△544万8124円、給与所得の金額225万0400円)

所得控除の額の合計額 73万5067円

(うち社会保険料控除の額35万5067円、基礎控除の額38万円)

課税総所得金額

0円

課税総所得金額に対する税額

0円

源泉徴収税額

9万6351円

還付金の額に相当する税額 9万6351円

(3) 本件処分

処分行政庁は、本件更正請求に対し、平成22年10月29日付けで、上記(2)②の主張は 認められるが①の主張は認められないとして本件処分をし、これは同月30日に原告に通知さ れた。本件処分における認定は次のとおりである。

総所得金額

225万0400円

(うち給与所得の金額225万0400円)

所得控除の額の合計額

73万5067円

(うち社会保険料控除の額35万5067円、基礎控除の額38万円)

課税総所得金額

151万5000円

課税総所得金額に対する税額 7万5750円

源泉徴収税額

9万6351円

還付金の額に相当する税額 2万0601円

(4) 不服申立てと本件訴えの提起

原告は本件処分について平成22年12月22日に処分行政庁に対し異議申立てをしたが、 平成23年2月22日付けで棄却決定を受けた。そこで同年3月23日に国税不服審判所長に 対し審査請求をしたが、同年10月26日付けで棄却裁決を受け、同年11月1日にその裁決 書謄本の送達を受けた。原告は平成24年5月1日に本件訴えを提起した。

(5) F X 取引

原告は、A株式会社(以下「A社」という。)と契約を締結し、平成20年において別紙の「決済取引回数」、「決済損益等」の各欄記載のとおりFX取引(以下「A社取引」という。)を行った。

ここにいうFX取引とは、外国為替証拠金取引ともいわれるもので、金融商品取引法2条22項所定の「店頭デリバティブ取引」のうち同項1号に該当する通貨の売買取引(売買の当事者が将来の一定の時期において通貨及びその対価の授受を約する売買であって、当該売買の目的となっている通貨の売戻し又は買戻し等をしたときは差金の授受によって決済することができる取引)をいう。

2 本件処分の根拠

被告の主張する本件処分の根拠は次のとおりである。

(1) 総所得金額

225万0400円

アからウまでの合計額

ア 給与所得の金額

225万0400円

(本件確定申告書に記載された金額と同額)

イ 事業所得の金額

なし

A社取引に係る所得金額は事業所得に該当しない。

ウ 雑所得の金額

0円

A社取引に係る所得金額がこれに該当するが、損失の金額が生じており、かつ、これを他の所得の金額から控除することができないため(所得税法69条1項)、0円となる。

(2) 所得控除の額の合計額

73万5067円

アとイの合計額

ア 社会保険料控除の額

35万5067円

(本件確定申告書に記載された金額に本件更正請求において社会保険料の控除漏れとされた金額を加算した金額)

イ 基礎控除の額

38万円

(本件確定申告書に記載された金額と同額)

(3) 課税総所得金額

151万5000円

総所得金額225万0400円((1))から所得控除の額の合計額73万5067円((2))を控除した後の金額。ただし、1000円未満の端数を切り捨てたもの(国税通則法118条1項)。

(4) 還付金の額に相当する税額

2万0601円

アからイを差し引いた後の金額

ア 課税総所得金額に対する税額

7万5750円

課税総所得金額151万5000円 ((3)) に所得税法89条1項所定の税率5%を乗じて算出した税額

イ 源泉徴収税額

9万6351円

(本件確定申告書に記載された金額と同額)

3 争点及び当事者の主張

本件の争点は、原告が平成20年11月16日から同年12月31日までの間に行ったA社との間のFX取引(以下「本件A社取引」という。)に係る所得が所得税法上の雑所得又は事業所得のいずれに該当するかであり、当事者の主張は次のとおりである。

(被告の主張)

事業所得と雑所得の区別は、その所得の発生原因となった経済活動が「社会通念上事業といえるか」という判断基準によって行われ、これを決定するに際しては、営利性、有償性の有無、継続性、反復性の有無、自己の危険と計算による企画遂行性の有無、当該取引に費やした精神的、肉体的労力の程度、人的物的設備の有無、資金調達方法、その者の職業、経歴及び社会的地位、生活状況などの諸点が検討されるべきである。そして、事業に当たるというためには、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性がなければならない。

以下に検討するとおり、本件A社取引は、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が到底認められないから、所得税法上の事業に当たらない。したがって、本件A社取引に係る所得は、事業所得に該当せず、雑所得に該当する。

(1) A社取引の営利性、有償性、反復継続性について

原告は、平成20年を通じ、一定の証拠金をA社に預託し、A社取引を反復継続して行い、 その損益を獲得しているから、A社取引には営利性、有償性、反復継続性が認められる。

(2) A社取引の状況等について

一般にFX取引は、少額の証拠金で取引をすることができる反面、外国為替相場の変動等によって証拠金以上の多額の損失の生ずるおそれのある、非常にリスクの高い、優れて投機的な取引である。

原告の平成20年のA社取引に係る損益の状況をみると、別紙のとおり、月別の利益額と損失額に極めて大きな変動があり、また、多額の損失が生じている同年10月の日々の取引・決済状況をみても、大きな利益を得られた日がある一方で、日によってはそれ以上に多額の損失が生じている。このような状況からすると、外国為替相場の変動等によるリスク、金利変動リスク等が顕著に表れているといえる。同年11月16日以降の本件A社取引についてみても、それ以前のA社取引に係る損益の状況と明確に異なる状況は認められない。これらの事情等を踏まえると、平成20年のA社取引について、相当程度の期間継続して安定した収益が得られている状況は認められない。

(3) 人的・物的設備について

原告が本件A社取引に関し従業員等を雇用した事実は認められない。

原告は平成20年12月から共同住宅の1室を賃借しているが、本件A社取引のための事務所を設けなければならなかった必然性はない。また、原告は、FX取引のために特化した仕様のパソコンを備え付けていると主張するが、A社取引はインターネットの取引であり、これを行うためにはインターネット環境を整えたパソコンを備え付けることが必須であるから、原告のいうようなパソコンを備え付けることは、本件A社取引が事業に該当するかどうかの重要な判断要素にはならない。

(4) 精神的、肉体的労力からの検討

原告は、会社に勤務中は勤務時間外を利用してA社取引を行っていたと思われるが、退職前 と退職後(平成20年11月15日の前と後)でA社取引の回数や金額に明確な差異はなく、 各種セミナーへの参加回数が増加したというような明確な変化も認められないから、本件A社 取引のために従前以上に精神的、肉体的労力を費やしたという状況が顕著であるとはいえない。

(5) 職業、経歴及び社会的地位等

原告は、その職歴や経歴においてFX取引に関わる業務に従事した事実は認められず、FX取引を開始したのが平成19年8月であることなどを踏まえると、平成20年におけるA社取引が相当程度の専門的な知識に基づいて行われたとはいえない。原告は、両親が購入した家に住み、同年12月には親族から100万円の贈与を受けており、A社取引を行うための資金を借入金で賄うなどの手当てをした事実は認められない。これらの状況等によると、原告は、勤務していた会社を退職する以前は給与収入及び貯蓄を、退職後は貯蓄及び贈与された金員を、生活用資金及びA社取引に係る資金に充てていたと認められる。

(6) 自己の危険と計算による企画遂行性

A社取引はA社を相手とした相対取引であり、その損益は外国為替相場の変動によってもたらされる。原告は、事務所にパソコンを設置したとか、各種セミナーに参加したとかする以外に、A社取引によって利得を獲得するために格別に何らかの企画遂行をしたという状況はない。(原告の主張)

(1) 本件A社取引に係る所得が事業所得であること

原告は平成20年11月16日から専業としてFX取引(本件A社取引)を行っており、本件A社取引に係る所得は事業所得に該当する。その理由は次のとおりである。

原告は同年11月15日、勤務していた会社を退職し、翌16日、事務所として用いるため、 賃貸期間を同年12月1日からとして共同住宅の1室を賃借する契約を締結し、同日に入居した。平成22年3月になってからのことであるが、処分行政庁に対し、平成20年12月1日を開業年月日とするFX事業の個人事業開業届出書を提出している。上記の事務所で使用するパソコン等物的設備はFX取引のために特化した仕様となっており、同月の時点でこれをそろえた。その後、平日は、各種セミナーに参加する以外は事務所に常駐し、毎日8時間以上、A社取引やそのための各種分析を行っていた。

同年11月16日から同月30日までは、主に事務所への入居と開業のための準備を行いながら、ネット喫茶でA社取引を行っていた。

そして、同年11月16日から同年12月31日までの期間中、本件A社取引以外からの収入はなく、親族からの贈与はあったが、FX取引のための事業資金として銀行預金口座に預けるか、FX口座に組み入れていた。本件A社取引はFX取引が大量に反復継続されたものであり、原告の日々の生活はその収益によって賄われていた。

本件A社取引において、実質のレバレッジ(証拠金額に対する実際の外国為替取引金額の比率)は3倍以下に抑えられていた。すなわち、原告は、レバレッジを利用して売買差益を稼ぐ手法によらず、為替相場の変動を利用して売買差益を得ていた。平成20年のA社取引においては損失が生じたが、金額的には原告の預金資産全体の5.37%にすぎない。原告はその後もFX取引を続け、平成22年と平成23年のFX取引では取引回数の99.3%において利益を得ており、全体の損益でも、平成22年は100万5896円、平成23年は374万5809円、平成24年は372万8854円の利益となっている。したがって、本件A社取引は投機ではなく投資であり、相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性が認められないとまではいえない。

(2) 平成20年分の所得税に関する原告の主張

原告がFX取引を事業として行う諸条件が整ったのは平成20年12月1日であり、会社を退職した翌日である同年11月16日から同月30日までは開業準備期間である。この準備期間中もA社取引を行っていたから、同年11月16日から同年12月31日までの本件A社取引に係る所得は全て事業所得に該当する。本件A社取引の損益額は \triangle 29万7107円であり、開業費(同年1月1日から同年11月15日までの支出)と必要経費(同月16日から同年12月31日までの支出)の合計額は113万0473円であるから、同年分の事業所得の金額は \triangle 142万7580円である。このように事業所得の金額の計算上損失の金額が生じているから、所得税法69条1項によりこれが損益通算の対象となる。

したがって、原告の平成 20年分の所得税は次のとおり算出される。なお、本件更正請求においては同年におけるA社取引全体に係る所得を事業所得とし、損失の金額を 544万8 124 円としていたが、上記のとおりこれを 142 万 7580 円に減額するので、本件訴えにおいて求める本件処分の取消しも、その一部にとどまる。

総所得金額

82万2820円

(うち事業所得の金額△142万7580円、給与所得の金額225万0400円)

所得控除の額の合計額

73万5067円

(うち社会保険料控除の額35万5067円、基礎控除の額38万円)

課税総所得金額

8万7753円(①)

課税総所得金額に対する税額

4387円(②)

源泉徴収税額

9万6351円

還付金の額に相当する税額

9万1964円(③)

(注・国税通則法118条1項によれば①は8万7000円とするのが正しく、したがって、②は4350円、③は9万2001円となる。)

第3 争点に対する判断

- 1 事業所得と雑所得の区別
 - (1) 事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で 定めるものから生ずる所得(山林所得又は譲渡所得に該当するものを除く。)をいい(所得税 法27条1項)、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職 所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう(同法35条1項)。

会社勤めをしていた原告は、平成20年11月15日に退職し、翌16日から同年12月31日までの間、FX取引(本件A社取引)に専念し、特に同月1日以降はそのための事務所として共同住宅の1室を賃借してこれを利用していたというのであるから、本件A社取引を原告の行った事業とみる余地があり、そのように認定される場合、これに係る所得は事業所得となる。他方、本件A社取引に係る所得が事業所得に該当しないのであれば、その性質上、雑所得以外の他の各種所得に該当しないことが明らかであるから、雑所得に該当する。

そして、原告は平成 20 年中に給与所得があったが、本件 A 社取引については損失の金額が発生しているため、これに係る所得が事業所得であれば、その金額を給与所得の金額から控除する (損益通算する) ことができるのに対し、雑所得であれば、控除することは許されない (同法 69 条 1 項)。

そこで、本件においては、本件A社取引に係る所得が事業所得又は雑所得のいずれに該当す

るかを検討する必要がある。

(2) 事業所得について定めた所得税法27条1項に規定する政令で定める事業は所得税法施行令63条各号に列記されており、農業(1号)、林業及び狩猟業(2号)、漁業及び水産養殖業(3号)、鉱業(土石採取業を含む。)(4号)、建設業(5号)、製造業(6号)、卸売業及び小売業(飲食店業及び料理店業を含む)(7号)、金融業及び保険業(8号)、不動産業(9号)、運輸通信業(倉庫業を含む。)(10号)、医療保健業、著述業その他のサービス業(11号)、これらのほか対価を得て継続的に行なう事業(12号)である。

本件A社取引が上記の1号から11号までのいずれにも該当しないことは明らかであるから、12号の「対価を得て継続的に行う事業」に該当するか否かが検討の対象となる。

判例(最二小判昭和56年4月24日・民集35巻3号672頁)は、弁護士の顧問料収入が事業所得に該当するか給与所得に該当するかが争点となった事案において、次のとおり判示した。「およそ業務の遂行ないし労務の提供から生ずる所得が所得税法上の事業所得(同法27条1項、同法施行令63条12号)と給与所得(同法28条1項)のいずれに該当するかを判断するにあたっては、租税負担の公平を図るため、所得を事業所得、給与所得等に分類し、その種類に応じた課税を定めている所得税法の趣旨、目的に照らし、当該業務ないし労務及び所得の態様等を考察しなければならない。したがって、弁護士の顧問料についても、これを一般的抽象的に事業所得又は給与所得のいずれかに分類すべきものではなく、その顧問業務の具体的態様に応じて、その法的性格を判断しなければならないが、その場合、判断の一応の基準として、両者を次のように区別するのが相当である。すなわち、事業所得とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得をいい、これに対し、給与所得とは雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服して提供した労務の対価として使用者から受ける給付をいう。」

この判例によれば、事業所得を生じさせる「対価を得て継続的に行う事業」とは、自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反覆継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務を遂行することをいうと解すべきである。以下、これを踏まえて検討する。

2 認定事実

証拠(括弧内掲記のもの。全て枝番号を含む。)及び弁論の全趣旨により認められる本件A社 取引に関連する事実は次のとおりである。

(1) 原告は昭和●年●月生まれの男性である。大学を卒業し、短期間会社勤めをした後、平成 11年3月頃にISDN回線(通信回線)取付けなどの事業を始め、同年10月には株式会社 を譲り受けて会社形態でその事業を継続したが、平成17年4月に当該会社は解散となった。 その後は、会社に短期間勤めては退職し、また別の会社に就職することを繰り返した。平成1 9年以降は、同年2月16日から平成20年2月19日までB株式会社に、同年3月3日から 同年11月15日までC株式会社に勤務し、同日に同社を退職した。

以後は会社勤めをせず、FX取引を行うほか、「D」の屋号でWEBサイト運営業を行っている。

平成20年において、原告には給与収入が合計で347万5874円あったほか、同年12月に親から100万円の贈与を受けた。なお、親からは、平成18年以降、毎年1回100

万円の贈与を受けている。 (甲1、2、5~7、12~15、17、37、43、乙2、8)

(2) 原告は、平成19年7月30日にA社との間で契約を締結してFX取引用口座を開設し、 A社取引を開始した。以後平成20年12月31日までに行ったFX取引は全てA社取引である。A社取引は、人を使用することなく、自分一人で行った。

平成21年以降は、A社以外のFX取引業者との間でもFX取引を行っている。

(甲1、11、19~25、27、28、51、 \mathbb{Z} 7、8)

(3) 原告は、平成20年11月16日、相模原市内の共同住宅の1室について、賃貸期間を同年12月1日から平成22年11月30日までとして賃借する契約を締結し、平成20年12月1日からここをFX取引を専用に行う事務所として利用した。そして、解析度の高い画面を2面備え為替レートの変動の分析を自動的に行う自作のプログラムを組み込んだFX取引用のパソコンをここに設置した。

原告は、同年1月から同年11月15日まで、平日は午前7時頃に自宅を出て出勤し、午後10時頃に帰宅しており、通勤時間を利用してA社取引を行っていた。同月16日以後は、11月中はインターネットカフェでA社取引を行い、12月中は、午前7時から8時頃に自宅を出て上記事務所に赴き、午後8時から9時頃に帰宅するまでの間、上記事務所に設置した上記パソコンを利用してA社取引を行ったり、そのための情報収集を行ったりした。

原告は、平成20年を通じて、FX取引に資すると思われるセミナーにしばしば参加していた。 (甲1、3、8、30、31、40、41、42、48、乙8)

(4) 平成19年と平成20年の原告のA社取引の損益は次のとおりであり、平成20年のA社取引における原告の証拠金(後記(5)参照)の各月末における残高は別紙の「月末の証拠金残高」欄記載のとおりである。

平成19年

期間取引損益額 △625万7843円

内訳 スワップ損益額 154万2057円

決済損益額 △779万9900円

平成20年

期間取引損益額 △426万4651円

内訳 スワップ損益額 41万5549円

決済損益額 △468万0200円

ここに決済損益額とは、通貨の売買取引(決済)の結果としての損益であり、スワップ損益額とは、金利差調整額(スワップポイント)(後記(5)ア参照)の受払の結果としての損益である。 (甲18、乙7)

(5) A社取引の概要は次のとおりである。

ア A社取引は外国為替直物取引(ある通貨と他の通貨の交換)であり、顧客は、取引金額の一部を事前に証拠金としてA社に預け入れ、その証拠金を担保として取引を行う。約定日から起算して2銀行営業日後が受渡日とされ、受渡日に反対売買(未決済建玉を売り渡し又は買い戻すこと)をすることにより差金決済を行うこととされているが、この反対売買をしない場合には、基軸通貨と対象通貨の金利差調整額(スワップポイント)の受払により受渡日は翌銀行営業日に繰り延べられる(ロールオーバー)。ここに基軸通貨とは、A社が為替レートを提示する基準となる通貨、対象通貨とは、その交換の対象となる通貨のことをいう。

例えば、ドル/円の通貨ペアでは、1ドル=100円などとして為替レートが提示されるので、基軸通貨はドル、対象通貨は円である。受払されるスワップポイントは、新規約定日から受渡日まで又は前回受渡日から受渡日までの変動日数を通貨間金利差に乗じて計算され(例えば、低金利の通貨で高金利の通貨を購入した場合、その金利差に従ってA社が計算した一定の金額が顧客に支払われることになる。)、ロールオーバーされるごと(通常は営業日が切り替わるごと)に発生する。

このように、A社取引においては、主に、未決済建玉の反対売買による差金決済の結果、その間の為替レートの変動に応じて決済損益が生じ、付随的に、未決済建玉が存在する限り、その通貨ペアの市場金利の変動に応じてスワップポイントの損益が生ずる。原告の平成19年と平成20年におけるA社取引の損益からもうかがわれるとおり、損益の額の大きさからいえば、前者が主で後者が従である。

A社取引は、インターネットを利用して顧客がA社との間で相対で行うFX取引であり、 A社は、顧客との間のFX取引をヘッジするために金融機関等との間でカバー取引を行う。 イ A社取引における注文、決済等の実際は次のとおりである。

(ア) 顧客は、インターネットの取引画面上で、通貨の種類や取引量等、すなわち①注文する通貨の組合せ(例えば、ドル/円)、②新規取引又は決済取引の別、③売付取引又は買付取引の別、④注文数量、⑤価格(指値又は成り行き)、⑥注文の有効期間、⑦その他顧客の指示によることとされている事項を指示して売買の注文をする。注文が約定される時間帯はA社が定める営業日内であり、顧客からの注文はA社が受け付けた後に執行される。取引に対する手数料は無料である。全ての通貨ペアについて1万通貨単位での注文となり(例えば、ドル/円の通貨ペアであれば1万ドル)、新規注文は100万通貨単位を上限とし、1取引口座当たりの建玉は1000万通貨単位を上限とする。決済取引(未決済建玉の反対売買)については注文数量に上限はない。

自動ロスカット(後記(イ)参照)が適用される場合は、顧客の指示によらずA社の判断により未決済建玉の全部又は一部が顧客の計算において反対売買により決済される。

各通貨における売値(売りレート)と買値(買いレート)は、銀行間市場のレートを基準にした独自のレートをA社が顧客に提示する。A社が提示するレートは、通常、取引の時刻に近接した時刻において銀行間市場で提示される為替レートを基準として決定した価格に $0\sim4$ 銭(ポイント)を加えたものであるが、相場状況又は相場の変動や流動性の影響によりそれ以上に変動し得る。したがって、顧客にとっての取引費用となる売値と買値の価格差(スプレッド)も、同様に変動し得る。

取引は全て取引口座で管理される。取引をするためには、新規の売買注文をするために 必要となる証拠金(取引証拠金)を取引口座に入金するか、あるいは取引口座の取引余力 (口座残高)が新規の取引証拠金以上であることが必要である。

(イ) 取引証拠金の額はA社が経済情勢の変化等に伴い決定する。平成20年当時、各通貨ペアの取引証拠金率は、原則としてレバレッジ50倍(想定元本当たり2%)を目途に設定されていた。例えば、ドル/円の通貨ペアの場合、1万通貨単位(1万ドル)当たりの取引証拠金は2万円と設定されていた。取引証拠金を基準にすればその50倍の金額で取引可能ということであり、取引可能な通貨単位を基準にすれば証拠金はその2%ということである。もっとも、このレバレッジは上限であり、取引証拠金を積み増せばレバレッジ

は低下する。

ある時点での建玉証拠金(未決済建玉に必要な証拠金合計額)に対する有効残高(取引口座の実質残高)の割合を証拠金維持率といい(証拠金維持率 [%] = 有効残高・建玉証拠金×100)、A社は、取引口座の証拠金維持率を定期的にモニタリングし、証拠金維持率が70%を下回ったと認めた場合、顧客の参考に資するため、取引画面上とメールでそれを顧客に知らせ、50%を下回ったと認めた場合、顧客からの指示によらずA社の判断で顧客の計算において顧客の全建玉を自動的に反対売買により決済する(これを自動決済又は自動ロスカットという。)。顧客に証拠金の額を上回る損失を発生させないようにするための措置であるが、相場状況等によっては執行される価格が計算上の自動ロスカットの水準から大きく乖離することがあり、自動ロスカットによっても顧客は証拠金の額を超える損失を被る可能性がある。

証拠金等の預かり金について、A社は、銀行等への預金等により固有の財産と区分して管理し、その保全に注力しているが、A社や上記銀行等の業務又は財産の状況が悪化した場合、顧客が損失を被る危険がある。

ウ A社取引において、顧客は、為替相場が自己の予想どおりに動けば利益を得られるが、予 想と反対に動けば損失を被る。これを為替変動リスクという。顧客は、証拠金よりも大きな 金額のFX取引を行うことになるため、証拠金を上回る多額の利益を得る機会がある一方で 多額の損失を被るリスクがある。これをレバレッジ効果という。

レバレッジ効果を伴う為替変動リスクが顧客の負う主なリスクであるが、このほかにも顧客は例えば次のようなリスクを負う。

(ア) 金利変動リスク

顧客が未決済建玉の決済を行わない限りスワップポイントの受払が発生するが、スワップポイントは各国の景気や政策等の様々な要因による金融情勢を反映した市場金利の変化に応じて見直されるため、その時々の金利水準によって変動する。

(イ) 流動性リスク

政治、経済又は金融情勢の変化、各国政府の規制や外国為替市場の規制、通信障害、戦争、テロ等の不測の事態により、通常の営業時間帯であってもA社が為替レートを提示することが困難になることがある。そのような場合、未決済建玉を顧客の期待する為替レートで決済することや、新たに建玉を保有することが困難となる。

(ウ) システムリスク

インターネット取引においては、入力を誤ると、意図した注文が約定されず、あるいは 意図しない注文が約定される可能性がある。インターネット取引を支えるシステム又は通 信回線等がシステム障害や回線の混雑等により正常に作動しない場合は、顧客の注文の発 注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性がある。システム上の何らかの事情により 市場実勢と乖離したレートが提示され、そのようなレートを基準として約定が成立した場 合は、約定が取り消されることがある。

(エ) 信用リスク

A社やA社による証拠金の預け先あるいはA社のカバー取引先の業務又は財産の状況が悪化した場合、証拠金の全部又は一部が顧客に返還されない可能性がある。また、何らかの事情によりA社がカバー取引を行うことが困難又は困難とみなされる状況になった

3 判断

(1) 本件A社取引に係る所得は事業所得か雑所得か

認定事実によれば、A社取引の性格は次のとおりである。A社取引は、営利を目的として継続的に行われるものであって、その損益は、未決済建玉の反対売買による差金決済によって生ずる決済損益と、未決済建玉がロールオーバーされるごとに生ずるスワップポイントの損益とから成り、前者が主、後者が従である。前者は為替レートの変動によって左右されるものであり、後者は市場金利の変動によって左右されるものである。為替レートにしても市場金利にしても、多種多様な要因によって変動するものであり、特に為替レートは時として短期間に大きく変動することがあって、将来におけるその推移を予測することが誰にとっても極めて困難であることは公知の事実である。そうすると、A社取引による損益は基本的に偶然の要因によって左右されるものであるというべきである。A社取引にレバレッジ効果があることは、このように偶然の要因によって生ずる損益を増幅する。原告は、取引の方法によってリスクを抑えることができると主張するが、リスクを抑えるという表現それ自体にも表れているとおり、あくまでもそれは取引の原資となる資産と比較して損失が拡大しないようにすることができるという主張にすぎず、偶然の要因によって損益が左右されるというA社取引の基本的な性格自体は原告自身も否定していないと解される。

次に、本件A社取引すなわち平成20年11月16日から同年12月31日までの期間に原 告が行ったA社取引について検討する。本件A社取引については次の点を指摘することができ る。第1に、原告はこの期間中A社取引に専念しており、A社取引を行う以外の時間帯におい ても、各種セミナーに参加したり、市場の情勢分析を行ったりするなど、A社取引に資すると 思われることに自らの労力と時間を費やすことが可能であった。第2に、特に同年12月1日 以降は、A社取引専用の事務所とパソコン等の設備も確保していた。これらの事情が本件A社 取引の事業性を肯定する要素になり得ることは確かである。しかし、本件A社取引もA社取引 であることに変わりはなく、原告が人を使わずに自分一人の判断でA社取引を行っていたこと、 上記の期間中に行ったFX取引がA社取引のみであったことからすると、偶熱の要因によって 損益が左右されるという上記の基本的性格は本件A社取引においても失われていないといえ る。例えば、上記の期間中であっても、予期しない経済状況の変化により、為替レートや市場 金利が変動した結果、損失が発生するリスクはもちろんのこと、原告が未決済建玉の反対売買 を行う時機の判断を誤ったときには、たちまち損失が発生、拡大したことに変わりはなく、原 告自身も予期しない損失が発生する可能性があった。もっとも、システムリスクについては、 インターネット取引における注文上の過誤による損害であるからFX取引に特有のものでは ないし、また、信用リスクについては、取引先の倒産や信用の低下により生ずる損害という商 取引行為が通有するものであるから、これらの点を偶然性の要因として強調することは必ずし も適当でないものの、全体として客観的にみれば、本件A社取引の損益が偶然の要因により左 右されるものであったことを否定することはできない。

これらの事情を踏まえて総合的に判断すれば、本件A社取引は、社会通念上事業といわれる ものとは異質であるというほかなく、「反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に 認められる業務の遂行」とは認め難いというべきである。したがって、本件A社取引に係る所 得は、事業所得に該当すると認めることはできず、雑所得に該当すると認められる。

(2) 原告の主張について

原告は、FX取引等が事業所得を生じさせる事業といえるか否かは、①継続的にFX取引等の投資行動を行っているか、②事業といえるだけの規模であるか、③事業としての外観を維持しているか(例として、事務所を構えているか)、④生計を主としてFX取引等で賄っているか、などの条件によって判断すべきであるとし、本件A社取引についてはこれらの条件はいずれも充足されるから事業に該当すると主張する。確かに、本件A社取引によって発生した損失は原告の自己資産と比較すればそれほど大きなものとはいえないとみる余地はあるし、本件A社取引について上記の四つの条件が充足されているとみる余地もある。しかし、この主張は、偶然の要因によって損益が左右されるという本件A社取引の基本的性格を看過しているといわざるを得ないから、採用することができない。

原告は、取引の原資となる自己資産と比較して損失が拡大しないようにして取引を行っていたから、本件A社取引は事業所得を生じさせる事業に該当すると主張する。さらに、FX取引においては、自動ロスカットが適用されない限り強制的に反対売買がされて損失が確定することはないこと(すなわち未決済建玉を長期間保有することが可能であること)、売り注文と買い注文を自由に行うことができるから収益を上げる機会が常にあることを指摘し、FX取引においてもリスクを抑えることはできるのであり、本件A社取引には相当程度の期間継続して安定した収益を得られる可能性があったという。

確かに、FX取引一般についてみた場合、取引の方法によってはある程度までリスクを抑えることは可能であると考えられ、原告自身もそのように意図して本件A社取引を行ったとする主張を否定する事情は見当たらない。しかし、事業所得を生じさせる事業といえるか否かは、前記のとおり、それを行う者の意図や動機から離れて客観的に判断する必要がある。偶然の要因によって損益が左右されるというA社取引の基本的な性格に加えて、A社との間のみでしかも原告一人のみの判断で行っていたという本件A社取引における事情を勘案すれば、客観的にみて本件A社取引をそのような事業と認めることができないことは前記のとおりである。

4 結論

以上によれば、本件A社取引に係る所得は事業所得ではなく雑所得であるから、本件処分の根拠に関する被告の主張(前記第2の2)は正当であり、原告の平成20年分所得税の総所得金額は225万0400円、還付金の額に相当する税額は2万0601円である。これは本件処分における総所得金額、還付金の額に相当する税額と同じであるから、本件処分は適法である。よって、原告の請求は理由がないので棄却することとし、主文のとおり判決する。

横浜地方裁判所第1民事部 裁判長裁判官 佐村 浩之 裁判官 倉地 康弘 裁判官 石井 奈沙

平成20年のA社取引

| | | 決済取引回数(回) | 決済損益等(円) | 月末の証拠金残高(円) |
|-------|---------|-----------|--------------|-------------|
| 1月 | | 2 | -334, 816 | 7, 687, 150 |
| 2月 | | 0 | 0 | 1, 187, 150 |
| 3月 | | 0 | 0 | 1, 187, 150 |
| 4 月 | | 14 | 108, 866 | 3, 202, 317 |
| 5月 | | 113 | -466, 253 | 3, 795, 105 |
| 6月 | | 74 | 595, 184 | 4, 608, 552 |
| 7月 | | 60 | 403, 728 | 4, 859, 090 |
| 8月 | | 42 | -1, 978, 519 | 3, 116, 789 |
| 9月 | | 180 | -540, 834 | 2, 488, 806 |
| 1 0 月 | | 410 | -1, 948, 792 | 360, 530 |
| 1 1 月 | 1日~15日 | 30 | 193, 892 | 1, 283, 379 |
| | 16日~30日 | 44 | 141, 296 | |
| 1 2月 | | 117 | -438, 403 | 857, 315 |
| 合 計 | | 1, 086 | -4, 264, 651 | |

^{※「}決済損益等」の欄は、決済損益とスワップ損益の合計額である。